

コミュニティによる犯罪予防：犯罪減少に寄与するか

シェヒ, ハイנטツ
ミュンヘン大学法学部

比嘉, 康光
立正大学法学部

斎藤, 司
九州大学大学院法学府博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/7602>

出版情報：法政研究. 72 (4), pp.143-159, 2006-03-23. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

コミュニティによる犯罪予防

——犯罪減少に寄与するか

ハインツ・シエヒ

比嘉康光
斎藤 司
共訳

I 犯罪予防の概念と意義

1、概念

犯罪予防 (Kriminalprävention) という概念が意味するのは、犯罪行為の防止を目指す一切の私的および国家的な努力の総体である。¹⁾ 犯罪予防とは、したがって、警察と司法による刑法上の社会統制 (Sozialkontrolle) のほかに、社会政策、労働政策、児童・少年・家族政策などの、犯罪予防と関わる一切の措置 (Maßnahmen) であり、同じく教育

政策 (Bildungspolitik)、公衆衛生政策 (Gesundheitspolitik)、メディア政策もそうである。一九八〇年代までは、犯罪予防は特に刑法的統制機関の任務だと見られていた。非国家的な措置をも含んだ、積極的に犯罪行為以前の予防への視野の拡大には様々な理由が決め手となった。⁽²⁾ 部分的には、刑法制度の枠内での施設内・社会内処遇プログラムのささやかな効果に対する失望があった。Martinson は、これらのプログラムは「何ら効果がない」(Nothing works)と診断していた。刑罰の予防効果に限界があるということは証明済みであるから、別の手がかかりが犯罪原因の領域において見つけられなければならなかった。加えて、犯罪被害者の苦悩に対する極めて過敏な反応があり、また、市民の自由を侵害し、過激な政治的傾向を利することとなる犯罪不安が広範に拡大したということがあった。さらに加えて、最後に、経済上の費用対効果論 (Kosten-Nutzen-Überlegungen) があった。刑事司法と行刑は相対的に費用が高くつく社会統制手段であるがゆえに、市民参加の下で費用のより少ない予防プロジェクトが求められたのである。

一九九〇年代における予防思想の隆盛は、何も全く新しい知見というわけではない。すでにベッカリア (Beccaria) が一七六四年、刑事政策上の論争を呼んだその著書において、次のことを確認していた。「より良いのは、犯罪を罰するよりも、これを予防することである」⁽³⁾。

犯罪予防は、唯一堅固な犯罪理論に基づくのではなく、多くの理論的要素とりわけ統制理論、社会化理論および生態学理論から成る多要因的アプローチ (Mehrfaktorenansatz) に基づくのである。犯罪予防は、これらの理論を応用犯罪学の意味において一つのプラグマティックなコンセプトへ結合するのである。

2、国内治安のための犯罪予防の意義

犯罪予防は、市民の安全の保障に中心的な寄与をする、といわれている。社会的安全と国内治安は、人間の基本的な

安全欲求を満足させる根本的な支柱として相互に補完し合い、その上に自由と自己実現が可能となるのである。「国内不安」は、重大な犯罪の場合や目に見えて犯罪が増加したという場合にだけ広がるのではなく、国は危険予防と犯罪追及という義務をもちや効果的に果たすことができない、との印象を市民がもつたときには、すでにその不安は広がっている。現代刑事政策は、したがって、市民の主観的な犯罪評価をも考慮しなければならぬ。なぜなら、犯罪不安は、生活の質の制約 (Einschränkungen der Lebensqualität) と政治的過激化に至りうるからである。

3、犯罪予防の構造モデル

犯罪予防の様々な効果のレベルは、今日では、一つの構造モデルに統合される。その際、医療モデルに倣って第一次的予防、第二次的予防そして第三次的予防 (primäre, sekundäre und tertiäre Prävention) という区別がなされる。⁽⁴⁾ 第一次的予防は、全国民を対象とし、一般的な犯罪の原因に影響を与えることを目指す。このことは、教育と社会化、職業教育と職業、住宅、自由時間とレクリエーション (Erholung) などへの影響を通じて行われる。この点で相応しいのは、近代ドイツ予防刑法学の創設者フランツ・フォン・リストの、「良い社会政策は、同時に最善且つ最も効果的な刑事政策である」という一八九八年の著名な一文である。⁽⁵⁾

第二次的犯罪予防には、すでに認識可能な危険および危険化の状況と結びつく措置が考えられる。そのような措置は、潜在的な行為者と被害者とに向けられるものであるが、しかし、犯罪的危険のある場所や状況の影響をも射程に入れる。ここで重要なことは、ある程度蓋然的に犯罪遂行へと向かう動きが見極められる場合に、この動きを打破することである。この第二次的犯罪予防の典型的な手段は、家庭、教育や都市計画などの分野における相談、窃盗・侵入窃盗に対して技術的な予防手段を講ずること、潜在的被害者の教育や安全訓練ならびに警察法上の手段の行使による危険防御など

である。

第三次的予防は、犯罪の遂行と結びつく。すなわち、犯罪者として制裁される人に向けられるもので、その目標は犯罪反復の阻止である。第三次予防の措置に属するのは、特別予防的目標をもったすべての刑法的制裁である。

II コミュニティによる犯罪予防

1、コミュニティによる犯罪予防の本質

犯罪は通常、強い地域的な結びつきを見せるものである。犯罪現場はたいてい行為者の住む場所と同じであり、行為者の住居から左程遠くない。同じことは被害者にも当て嵌まる。多くの人間の犯罪不安も、地域的に関連がある。被害化危険の評価は、とりわけ、見通しがきかないこと (Unübersichtlichkeit)、無秩序 (Unordnung)、人気のなさ (Unbelehrtheit) などが脅威として体験されるような場所と状況によって決まる。社会統制の公的・非公的な機関、すなわち一方では警察、検察、裁判所、他方では家庭、学校、友人、職場の同僚が、同じ地域的構成に組み込まれている。以上のことは全て、犯罪予防の措置もコミュニティの範囲に位置づけられること、そして犯罪をその行われる場所で予防するということの意味している。犯罪予防のための中心的な出発点は、したがって、今日では、圧倒的に「コミュニティによる犯罪予防」ないし「コミュニティ・レベルでの犯罪予防」にあると見られている。⁶⁾

コミュニティによる犯罪予防にとって本質的なことは、管轄を超えた共同作業であって、これに国家的・非国家的な諸制度・組織が関わっていることである。ここで考慮されるのは、警察と司法の他に、青少年局、教育庁、社会福祉事務所、外国人担当局および都市計画であり、教会の代表、スポーツ団体、民間の福祉団体、保護司、児童保護団体、被

害者支援および薬物相談などがある。決定的なことは、ある予防プロジェクトの成功を目指して寄与しうる人々や諸機関の全てがネットワークを作り、協力するということである。

2、コミュニティによる犯罪予防の制度化

コミュニティによる犯罪予防の最初で最も有名なモデルの一つは、ニューヨーク・モデルである。これは一九八〇年代に、当時の警察署長で後にニューヨーク市長となったジュリアーニ (Giuliani) とその後継者によって採用された。このモデルは「寛容ゼロ Zero Tolerance」という標語で国際的に議論となり、しばしば抑圧的な刑事政策と同視された。つまり、「破れ窓理論 Broken Windows Theory」の基本的な考えに基づいて、たとえ公の安全と秩序に対する極めて小さな迷惑行為で、我慢できる程度のものであっても (たとえば、器物損壊などの粗暴行為 Vandalism)、不良行為 Verwahrloosung、アルコール中毒や乱暴な物乞いなど)、それが結果的には、より大きな迷惑行為と常習的に反復される犯罪行為をもたらすことになる、というのである。このことが、ニューヨークにおいては、極く小さな迷惑行為を、むしろ社会を悩ます行為態様として、徹底的かつニューヨーク全体に及んで追及せしめることとなる。もともと、これは当初から、より幅広い犯罪予防の構想 (コンセプト) の中に組み入れられていたものであった。もともとこの構想には、制裁後の社会的支援、住民と契約を交わして各種の合意を得ること、ならびに地元の各警察署に責任を委ね、また警察の出動についての考え方を改善するなどして、警察組織を持続的に構造改革する、といったことが含まれていた。

コミュニティによる犯罪予防という枠組みにおける警察の中心的地位は、ヨーロッパとドイツにおける同様な犯罪予防モデルの更なる発展にとっても重要であった。まず、デンマークとスウェーデンおよびフランス、ベルギーそしてオ

ランダにおいて、州規模の犯罪予防協議会 (Kriminalpräventive Rate) が作られた。イギリスには一九九三年以来、「より安全な町づくり」(safer cities/towns) という名称のコミュニティ・プログラムが存在する。その目標は、市内とその隣接する地域における犯罪に対しては、地元各役所を優先的に活用して対応することである。⁽⁷⁾一九九〇年代初頭以来、ほとんど全てのドイツの市部においても、「コミュニティによる犯罪予防」というスローガンの下に、日常的な犯罪を防止するとともに市の中心部における公共秩序を維持するために、警察、地方行政、司法、経済界、社会福祉官庁、民間の公益組織そして住民たちが協力する形の新しいネットワークが成立している。現在、ドイツの国全体としては、コミュニティ・レベルでおよそ一七〇〇の犯罪予防委員会が存在しており、そこで責任者全員が協力し合い、その活動を集約している。

3、実例

(1) リューベック市

北ドイツの都市リューベックは、人口およそ二二万人で、一九九〇年代初頭には〔連邦の〕平均を超える犯罪があった。そこで、一九九二年に犯罪防止地方協議会 (ein lokaler Rat für Kriminalitätsverhütung) が設立され、その協議会の中で、二、三の作業グループが犯罪予防という具体的なプロジェクトに従事した。⁽⁸⁾大規模な文教地区を抱えた、極めて問題のある地区があつて、そこから暴力的行動がリューベック市全体へ拡大していったのであるが、この問題地区においてボランティア市民の参加を得て、授業の前後に学習上の補修的支援が行われた。その他に、放課後の生徒の世話 (Nachmittagsbetreuung)、宿題の手伝い、学校庭園の整備作業、自転車修理作業、オートバイ講習などが実行された。

外国人およびロシア系ドイツ人(遅い引揚者 Spätaussiedler)そして片親家庭や失業者などの割合の高い居住地区においては、新しい遊び方や余暇時間の過ごし方が手ほどきされ、隣近所が互いにパーティーを開くといったことが行われた。

問題を抱えた別の市部では、問題少年たち (Schwierige Jugendliche) を取り込むためにスポーツ団体を味方につけ、外国人を学校管理に参加させ、そして対立関係にあるグループを共に参加させて共通の余暇の催しが行われた。

自転車窃盗を減少させるために、技術的な盗難予防措置が講じられ、自転車を駐輪しておく際の方法が改善された。

リューベック市では、一九九一年と二〇〇〇年に経験的な「治安分析」が行われた。そこで示されたことは、犯罪の数量が一九九六年から減少したこと、市民の間における安全感が多少高まったことであつた。そうだとは言つても、このような変化が直ちに上に述べた各種の措置に起因するものかどうか、あるいは、たとえば両親や教師による従来よりも強いインフォーマルな社会統制や、一九九〇年代半ばから見られる犯罪の減少という一般的な傾向によるのか、別の理由が決定的なのかどうかは確かでない。

(2) ニュルンベルク市

人口およそ五〇万人を数える南ドイツのニュルンベルク市には、数年前から「警察—青少年福祉—ソーシャルケースワークの協力」というプロジェクトが存在する。このプロジェクトには、特に、いわゆる「怠学生徒に対するプログラム」があつて、このプログラムの枠組みの中で、警察官がグズグズしている生徒を授業へ連れて行ったり、あるいは両親の元へ連れて行くことができる。このプロジェクトが始まって以来、ニュルンベルク市における万引きの数は著しく減少した。その他に、危機管理センター (Krisenzentrum) が設けられた。そこには二四時間いつでも連絡ができ、ソーシャルケースワーカー、警察官、医師および心理学の専門家が協力している。このセンターの対象グループは、非

行の虞があり、危険な状態にある児童・少年であり、女性であり、自殺のおそれのある者であり、薬物依存者および路上生活者（ホームレス）である。

(3) 両親・家族への援助

ベルリンでは、非行のある児童 (straffällige Kinder) の両親に対する市の教育相談を強化する以外に、定年になった市民（年金生活者）がいわゆる「祖父母サービス (Großelterndienst)」として、子沢山の家庭において親と共に家庭教育に携わっている。年金生活者たちが、子どもの遊び場の秩序と清潔を維持するために、遊び場の監視を引き受けている。

(4) 学校における予防

ここでは、すでに成人した子どもを持つ親が、宿題の手伝いを組織的に行なっている。休み時間に監視をしている教師をボランティア市民が支援する。ボランティア市民たちは、中庭の静寂ゾーンを維持するにも、生徒たちをスクールバスへ誘導するにも、いつでも対応ができる。学校自身は、青少年局、警察、司法および薬物相談機関との提携を組織している。スポーツ団体は、学校で活動的なスポーツの宣伝をしている。ニュルンベルクの「怠学生徒に対するプログラム」は、この間に別の幾つかの地方においても実施されている。

(5) 青少年福祉と余暇時間の過ごし方

ここでは、団体には加入していない、社会的に教護を要する児童・少年のために余暇時間の過ごし方についての市街地側からの提案の他に、登山やヨット、あるいは冒険的遊び場の建設のような、体験重視のプログラムがある。加えて、

公益的な作業がある。たとえば、市街地区において、より快適に過ごせるように、清掃やごみ収集を行い、「生活保護より労働」(Arbeit statt Sozialhilfe)という特別プログラムの枠内で公園や遊び場を監視するといったことである。

(6) 隣近所の助け合い

ここでは、いわゆる「近隣監視プログラム」(Neighbourhood-Watch-Programmen)の中で、住人の留守の間、近隣の住宅やアパートなどを組織的に相互に監視し合うこと、少年たちをディスコへ迎えに行くサービスを実現すること、幼児を世話する私的な組織を作るといったことがある。

(7) 市民の立場に立った警察活動

市民に対する様々なアンケート調査によると、市民の安全感は、頻繁に目に見える警察の存在にかかっている。それゆえ、徒歩や自転車によるパトロールが増やされ、駅周辺や繁華街の近くのように危険にさらされている地区においては警察のコントロールが強化される。これに加えて、犯罪予防や住宅の安全技術上の相談窓口として刑事警察の相談所があり、警察とソーシャルケースワーカー及び学校との協力ということがある。

(8) 広報活動

メディアの助けを借りて、市民の間に予防思想が広められ、さらにコミュニティによる犯罪予防にボランティアとして協力する市民が現れる。

バイエルン、ザクセン、ブランデンブルクの各州における若干の市部においては、ボランティアとして活動する市民が治安監視人として組織されている(後述、(10)を見よ)。

(9) 公的空間のビデオ監視

コミュニティ・レベルでの技術的な犯罪予防という点、危険な場所や通りにおけるビデオ監視である。ビデオ監視は、一九九〇年代に特にイギリスにおいてほとんど全国的に導入された。ドイツにおいては、まず二、三の都市、すなわち、まずライプチヒ、ドレスデン、後にはベルリンとその他の都市においてもビデオ監視が導入された。

これまでに存在する経験的な調査はほとんどイギリスのものであって、それが明らかにするところによれば、ビデオ監視は特に市民の犯罪恐怖感を低下させ、その主観的な安全感を高めるということである。しかし、安全感は、一〇年を超える長期間においては、取るに足りない程度である。

客観的減少に至った犯罪は、特に器物損壊であり、部分的には車上荒らしである。

身体傷害と強盗は、減少していないか、減少したとしてもごく僅かである。というのは、多くの人が懸念していたように、ビデオ監視されていない別の場所へ移動するという効果が生じているからである。ビデオ監視がいったい明らかに犯罪の減少をもたらすのか、あるいはビデオ監視は市民の安全感を高めるだけなのかどうか、こういった点について実際に信頼の置ける研究は未だなされていない。

(10) 治安監視 (Sicherheitswacht)

バイエルン州には、州法に基づいて一九九四年以来、多くの都市にいわゆる治安監視の制度が存在する。これは、ボランティアの男女が、警察の任務遂行に際して、特に街頭犯罪(すり、ひったくり、恐喝、傷害など)を防止するために警察を支援するものである。この治安監視は、一九九四年から九六年までの試験段階に、大都市のニュルンベルク、中都市のインゴルシュタットおよび小都市のデッゲンドルフ (Deggendorf) において試された。一〇三人の応募者の中から三八人の市民(男性二七人、女性一人)が選ばれ、それぞれの警察監督局において治安監視任務の事前講習が

行われた。治安監視に協力する市民は、治安状況の改善のために、徒歩または自転車で巡回し、危険な地区で防衛的に活動する。たとえば、器物損壊などの粗暴行為に対処し、犯罪容疑者を取り押さえ、退去命令を出す、などである。しかし、治安監視に当たる市民は、主権に基づく権限を与えられた補助警察ではなくて、市民として市民のために尽くし、公共の福祉のために働くのである。彼らは、一時間当たり六ユーロの手当てを受け取り、月に一五時間ほど勤務した。

このようにバイエルン州政府の大規模な関与にもかかわらず、市民による治安監視は本職の警察からは極めて懐疑的に評価された。なぜなら、治安監視は、付加的に警察に世話を焼かせる原因となるだけで、警察の負担を実際に軽くすることはほとんどなく、特に主権に基づく権限がなく、そして職業的訓練も不十分であったからである。メディアも、州政府の試みを圧倒的に批判的に報道してきた。それにもかかわらず、三年間の試行期間の後、この試みは、政治の側からは全体として肯定的に評価され、一九九七年初頭には最終的に州法上の根拠を有することとなった。実際には、治安監視が現実の犯罪に出くわすことは、ほとんどなかったということが明らかとなった。露出症の男 (Exhibitionist) 一名の逮捕、自動販売機からの窃盗を未遂時点で阻止したのが一件、そしておそらく数件の器物損壊を防いだ、ということが最高の成果であった。したがって、治安状況の客観的な改善に寄与したかどうかは実証されなかった。しかし、参加した市民および同行した研究者たちの評価によると、多くの市民の主観的な治安感情は改善されたということであった。また、参加者自身の、自分たちは公共の福祉のために活動しているとの自負も、参加者たちにとっては重要なことであった。

バイエルンの州法は依然として存続しているが、治安監視は実際的には存在しないのに等しい。おそらくその原因は、治安監視の参加者に僅かな権限しかないことと、本職の警察による支援がなかったことに存するであろう。¹⁰⁾

4 コミュニティによる犯罪予防の効率

コミュニティによる犯罪予防プロジェクトの大部分については、プロジェクトの目標とそのためにより用いられた実践的な予防措置とを描写する文書だけは多く存在するが、これに反して、コミュニティによる犯罪予防が犯罪の客観的動向や少なくとも市民の治安感情に与えた影響を検証しようするような評価研究は、極めて稀である。それでも、最近、コミュニティによる犯罪予防の効果をある程度まで評価しよう、二つの評価研究 (Meta-Evaluationen) が公表されている。

(1) シャーマン・レポート

一九九七年にアメリカの研究者ローレンス・シャーマン (Lawrence Sherman) が、アメリカ司法省の委託を受けて、五〇〇件を超える予防プロジェクトについて行なった分析評価を公表した。そこで得られた多くの帰結のうち、予防的措置として有効であると格付けされた三つのアプローチを以下で取り上げてみる。⁽¹⁾

家族に関する予防の領域では、家族セラピーの措置と両親に対するトレーニング・プログラムが危険にさらされた(教護を要する)少年の攻撃性と過剰行動 (Hyperaktivität) を減少させる、ということが見られた。

学校レベルでは、明確な行動基準を設けた上で、良い態度は褒めるということが効果的だと証明された。社会的知識 (die soziale Kompetenz) の強化を目指す授業計画は、非行や薬物濫用に走る蓋然性を減少させている。

警察の措置についてみると、特に犯罪の多い地域において警察が普段よりもコントロールを増やしたことが、この地域の犯罪数を減少させた。これに対して、私的な自警団を警察が組織することは、効果のないことが証明された。

全体として言えることは、犯罪以前の領域において認識可能なリスクや危険状況と結びつく措置、すなわち第二次的予防措置の方が、「総花的」 (Gießkannenprinzip) に何ら区別なく規範名宛人すべてを同じように対象とする第一次的

予防措置よりも、明らかに成功が見込まれるということである。さらに、相応する危険状況がある場合には、可及的速やかに犯罪予防措置の発動を開始することは明らかに有意義である、ということが明白になった。

とりわけ成功が見込まれるのは、家庭と学校におけるインフォーマルな社会統制メカニズムの強化を目指す措置である。

(2) 「デュッセルドルフ鑑定書」

二〇〇一年に大都市デュッセルドルフは、マールブルグ大学の研究者グループに予防的措置の有効性について鑑定書を提出させた。この鑑定書においては、前記のシャーマン・レポートが未だ扱っていなかった六一件の、世界的に実施された犯罪予防研究が分析評価されている。¹²⁾ 本質的には同鑑定書の諸帰結は確認されたが、しかしながら、行為の機会の構造を変化させることを目指したプロジェクトについては、比較的その効果は稀だと評価されている。デュッセルドルフ鑑定書においては、潜在的行為者の人物に向けられたプロジェクトが特に効果的であることが証明された。したがって、ここでも中心にあるのは二次的予防であって、この二次的予防において、社会化を促進するための介入が可能な限り早い時期に、たとえば家庭や学校などを含む多面的なレベルで同時的に行われなければならない、とされている。第三次的予防、すなわち適正に機能する司法 (eine gut funktionierende Justiz) が特有の犯罪予防の基本的前提だとされながら、しかし、インフォーマルな統制メカニズムの方が、予防という点では、より大きな意義があるとされている。決定的に重要なものは、ルール違反 (Regelverletzung) を公然たるテーマにすること、ルールを厳格に適用すること、「犯罪に」集中的に立ち向かうこと、被害者を支援し、そして危険な地域に目標を絞って監視すること、とされている。

III コミュニティによる犯罪予防の展望

コミュニティによる犯罪予防は、住民が治安の共同責任を引き受けるということに寄与する。それが犯罪減少への客観的な寄与であるかどうか、これまでのところ確実に証明されているわけではない。しかし、侵入窃盗と破壊行為のよ
うに、部分的にはその公算が大きいと見られている。これによって刑事訴追の関心が街頭犯罪や少年犯罪の方へ強く誘
導され、その間に経済犯罪や汚職などは注目されなくなってしまふとの批判が、一部には存在する。しかしながら、こ
の批判は正当ではない。なぜなら、異なる犯罪態様に対しては、それぞれに特有の犯罪予防戦略が展開されなければな
らないからである。

より重要なことは、コミュニティによる犯罪予防が、住民の主観的な治安感情の改善に寄与することである。ただし、
この点は、メディアの犯罪報道がますます誇張されること (Dramatisierung) によって、かなり相対化されることに
なる。それゆえ、誇張なしに事実即した犯罪報道をする新聞、ラジオ、テレビを味方につけることも重要である。と
いうのは、殺人や重い性犯罪は、一〇年以上前から継続的に減少しているからである。

それ以上に危険なのは、想定されたほどの成果が十分に出ていないからといって、この種のプロジェクトを作つて二、
三年後、それどころか数ヵ月後にやめてしまい、そのために市民参加活動が弱体化してしまふこと (Nachlassen) で
ある。それゆえ重要なことは、いろんな期待を過大評価することなく、数々の小さな客観的・主観的な改善で満足する
ことである。

(1) Kaiser, Kriminologie, 2. Aufl., 1996, § 31 Rn. 4.

(2) Meier, Kriminologie 2003, 268; Heinz, in: Jehle (Hrsg.), Kriminalprävention und Strafrecht, Wiesbaden 1996, 64ff.

- (c) Beccaria, Über Verbrechen und Strafe, 1764, neugedruckt 1988, S. 167.
- (4) Kaiser 1996, § 31 Rn. 5ff.; Meier 2003, § 10 Rn. 13ff.
- (5) Von Liszt, Gesammelte Aufsätze, 1905, S. 246.
- (6) Heinz, in: Jehle 1996, 66ff.; Meier 2003, § 10 Rn. 18.
- (7) Schwandt, Kriminologie, 14. Aufl. 2004, § 18 Rn. 18-23.
- (8) Vgl. Meier 2003, § 10 Rn. 23.
- (9) Marianne Gras, Kriminalprävention durch Videoüberwachung, 2003
- (10) 全体からのヒtzler/Milanes, Das Bürgertum schlägt zurück, in: Reichertz (Hrsg.), Die Wirklichkeit des Rechts, 1998, S. 172-188.
- (11) Vgl. Dünkel/Shermann, Neue Kriminalpolitik 2001, Heft 2, S. 32f.; Meier 2003, § 10 Rn. 30-35.
- (12) [www.duesseldorf.de/download/dg.pdf/](http://www.duesseldorf.de/download/dg.pdf)

訳者註 「デュッセルドルフ鑑定書」について

1、同鑑定書は、„Düsseldorfer Gutachten: Empirisch gesicherte Erkenntnisse über kriminalpräventive Wirkungen. Eine Sekundäranalyse der kriminalpräventiven Wirkungsforschung“と称し、ノルトライン・ヴェストファーレン州の州都デュッセルドルフ市が、マールブルク大学の犯罪学研究所と心理学・社会心理学部に委託し(二〇〇一年二月)、テュービンゲン大学犯罪学研究所、ハイデルベルク大学犯罪学研究所およびベルリン所在の法人「実践的犯罪研究協会」(Gesellschaft für praxisorientierte Kriminalitätsforschung e. V.)の協力を得て完成した(二〇〇二年六月)、四四〇頁に及ぶ膨大なものである。協力者として、マールブルク大学犯罪学研究所から Dr. Dieter Rössner 教授、Dr. Britta Bannenberg、Michael Sommerfeld および Susanne Fasholz が、同大学心理学・社会心理学部から Dr. Ulrich Wagner 教授、Dr. Rolf van Dick および Oliver Christ が、テュービンゲン大学犯罪学研究所からは Marc Coester と Uwe Gossner が、ハイデルベルク大学犯罪学研究所からは Dr. Christian Laue が、そしてベルリンの犯罪研究協会からは Dr. Günter Gutsche が名前を連ねている。

市長 Joachim Erwin と助役 Werner Leonhardt (「予防と安全」研究会座長)の連名による「はしがき」において、犯罪予防プログラムの効果に関する学問的認識がドイツにはほとんど存在しなかったと述べ、この状況を描写した或る著名な犯罪学者の言葉を引用して「ドイツでは、犯罪予防は盲目飛行の中で行われている」としている。

2、同鑑定書の構成

第I部 世界各地で経験的に実施された予防モデルの犯罪学的分析(二一九三頁)

- (1) 世界各地から六一件の研究が選択されている。六一件の内訳は、合衆国二〇、イギリス二一、オランダ七、ドイツ五、オーストリア四、カナダ二、ノルウェー一、スイス一となっている。日本の研究は選ばれていない。
- (2) プログラムの対象は、薬物、暴力、破壊行為(ヴァンダリズム)、犯罪不安および犯罪一般に区分され、六一件がいずれに属するかが一覧表で示されている。

(3) 予防としての重要な形態を三つに区分している。①行為者中心的予防(たとえば、薬物や暴力などに走る少年など)、②被害者中心的予防(犯罪行為者と犯罪被害者の関係)、③行為機会関係的予防(行為者関係的ではなく、費用対効果の衡量として、犯罪行為の文脈において検討される)。

もつとも、行為者中心二六件、行為機会中心二二件、被害者中心一件のほかに、これらの三つの組み合わせによる分類もある(行為・行為機会六件、行為者・被害者二件、行為機会・被害者四件、行為者・行為機会・被害者二件)。

(4) 六一件の研究につき、予防プログラムの名称、研究期間、予防の形態、経験的方法(アンケートや統計分析など)、内容、結果、効果、効果の有無の理由、当該研究の利用可能性が評価される。

第II部 犯罪予防—いわゆるシャーマン・レポートの要約(一九五—二六四頁)

シャーマン・レポートとは、Sherman, Lawrence W. の他による、"Preventing Crime: What works, what doesn't, what's promising" (Washington, DC: National Institute of Justice, 1998) を指す。

(1) コミュニティと犯罪予防、(2) 家庭を基盤とする犯罪予防、(3) 学校を基盤とする犯罪予防、(4) 労働市場と犯罪的危険化の要因、(5) 現場での犯罪予防、(6) 警察の仕事と犯罪予防など。たとえば(5) について見ると、薬物取引、コンビニ強盗、個人経営商店への侵入・強盗、カード詐欺、万引き、従業員による窃盗、銀行強盗、飲み屋と関係する犯罪、公共交通機関内での犯罪、乗客に対する無作法と犯罪、バス運転手に対する侮辱と暴力、無賃乗車、駐車場所での犯罪などが検討されている。

第III部 外国人敵視、反ユダヤ主義および外国人敵視・反ユダヤ主義暴力に対する予防効果の可能性(二六六—三三二頁)

(1) 外国人敵視・反ユダヤ主義の考え方 ①知識改善のための措置、②外国人に対する認識改善、③異なる人種帰属者とのコンタクト

(2) 外国人敵視・反ユダヤ主義暴力 ①学校での措置、②青少年活動・・・反暴力訓練、市民的勇気の養成、潜在的被害者の自己防衛、③メディア

第IV部 破れ窓とニューヨーク・モデル——ドイツ大都市における犯罪予防の模範となるか(三三四—四三六頁)

(1) 破れ窓とニューヨーク・モデル ①ニューヨーク警察の変化、②寛容ゼロ、③批判

- (2) ドイツでの法律上の実現可能性 (①刑法、②秩序違反法、③警察法、④特別秩序法)
- (3) アメリカにおける予防の選択可能性
- (4) 破れ窓理論の経験的検証
- (5) ドイツにおけるコミュニティによる犯罪予防
- (6) ビデオ監視 (①法的根拠、②予防的効果と危険)

〔付記〕

本講演は、二〇〇五年三月四日に九州大学法学部大会議室で開催され、九州地域以外からも参加者を得て、有意義な議論が行われた。当日の通訳および本講演原稿の共訳をお引き受けいただいた比嘉康光教授（立正大学）に心より感謝申し上げます。（土井政和）